

## SNA推計におけるデフレーターを取扱いについて

### I 平成17年度確報による基本単位デフレーターの連鎖化

「基本単位デフレーター」は、SNA推計に際し各表章項目の実質化に用いる最小単位の品目別価格情報であり、約400品目レベルで、生産、輸入、輸出、家計消費、中間消費、固定資本形成の6分野について作成している。また、この基本単位デフレーターは、SNAの個々の品目に対応するCPI、CGPI等の各種物価指数を統合して作成している。

これまでは、SNAの品目に物価指数が複数品目対応している場合は、比較時ウェイトを用いてパーシェ式で統合してきた（但し、比較時ウェイトがとれない場合は、ラスパイレ式で統合）。

しかし、平成17年度確報では、本年の遡及推計作業で作成されたウェイトを新たに用い、フィッシャー連鎖式（但し、比較時ウェイトがとれない場合は、ラスパイレ連鎖式で統合）で作成することとした。

なお、SNAの実質化における（基本単位デフレーター以外の）デフレーター作成では、パーシェ連鎖式で作成している。

### II 平成17年基準消費者物価指数（CPI）のSNAへの反映

本年8月25日に総務省が公表したCPIの平成17年基準改定を受けて、国民経済計算（SNA）におけるデフレーターを平成17年4-6月期まで遡って以下の1.及び2.の方針により改定した。

本年11月14日（火）公表の平成18年7-9月期1次QEから、SNA推計にこの改定後のデフレーターは反映されている。

#### 1. CPI基準改定に伴う新規・廃止品目への対応について

##### (1) 追加品目への対応

できるだけ新規品目を取込む。

##### (2) 整理統合品目への対応

SNA推計に用いているCPI品目が17年基準において廃止され、当該品目の価格情報に欠損が生じる場合は、代替品目を採用する等の措置を講ずる。

##### (3) 小分類等を採用している場合についての対応

CPIの小分類・中分類（個々の品目を加重平均して作成）を推計に採用している場合について、構成する個々の品目に追加・廃止等があったとしても、当該小分類等を継続して採用する。

※ 具体的な採用状況については、別添1「CPI改廃品目への対応状況」参照

## 2. C P I 基準改定に伴う新旧デフレーターの接続方法について

現行SNAは12年基準で作成されているため、デフレーター接続に当たっては、17年基準C P Iを用いた改定デフレーターの平成17年1-3月期値が、対応前デフレーターの平成17年1-3月期値の水準となるように調整のうえ、接続した。

## 3. デフレーター推計結果

### (1) 基本単位デフレーター

改定デフレーター（17年基準C P I対応後）と対応前デフレーターを比較可能な平成18年4-6月期の結果と比較すると、下方修正された品目が上方修正された品目の2倍以上であった。

なお、下方修正幅が大きかった主な品目は、「ラジオ・テレビ受信機」、「ビデオ機器」、「携帯電話機」、「介護（居宅）」、「移動電気通信」である。

このうち、「ラジオ・テレビ受信機」、「ビデオ機器」、「携帯電話機」については、17年基準C P Iで新たに採用された、テレビ（薄型）、DVDレコーダー、携帯電話機が影響している。

また、「介護（居宅）」、「移動電気通信」については、介護料、移動電話通信料の作成方法が変更されたことが影響している。

### (2) 国民経済計算（SNA）に対する影響（参考試算）

C P Iは、基本単位デフレーター6分野のうちの家計消費への品目対応が多く、及ぼす影響も大きい。

そこで、上記(1)で推計された基本単位デフレーターを用いて、平成18年4-6月期二次QEについて、ウェイト等を変更せず、指数のみを変更して、C P Iの基準改定がSNAの家計最終消費支出に対する影響およびそれがGDPに及ぼす影響を試算した。その結果、SNAの家計最終消費支出デフレーターの前年同期比は改定前の $\Delta 0.1\%$ から $\Delta 0.6\%$ へ下方修正となった。（別添2参照）

(別添1)

## CPI改廃品目への対応状況

### 1. CPI追加品目

	CPI品目名
デフレーター推計に際し新たに採用するCPI追加品目	カレーパン、ひじき、中華合わせ調味料、弁当(すし)、調理パスタ、冷凍調理ハンバーグ、チューハイ、ドーナツ、システムキッチン、錠、ポリ袋、キッチンペーパー、自動車バッテリー、カーナビゲーション、携帯電話機、専門学校授業料、補習教育(小学校)、補習教育(高校・予備校)、テレビ(薄型)、DV Dレコーダー、録画用DVD、DV Dソフト、プリンター用インク、月謝(ダンス)、放送受信料(ケーブル)、フィットネスクラブ使用料、エステティック料金、温泉・銭湯入浴料、ボディーソープ、傷害保険料

	CPI品目名	採用している小分類・中分類
デフレーター推計に際し従来どおり小分類・中分類レベルで対応するCPI追加品目	すし(回転ずし)	一般外食(小分類)
	焼肉	
	鼻炎薬	医薬品・健康保持用摂取品(中分類)
	サプリメント	

## 2. CPI整理統合品目

- (1) CPIの品目統合に伴い廃止された品目に関しては、原則として、統合後の品目により対応する。  
 (例えば、「果物缶詰(もも)」が整理統合品目となっているが、統合後の品目「果物缶詰」を引き続いて採用する。)
- (2) CPI整理統合品目に対する代替品目の採用状況は以下のとおり。

代替品目を採用する CPI整理統合品目	代替品目
ガス湯沸器	ガス湯沸器(CGPI)
ミシン	家庭用ミシン(CGPI)
電気ごたつ	電気カーペット(CGPI)
上敷ござ	畳・畳床(CGPI)
婦人服地	合繊紡績系織物(CGPI)
背広服地	毛織物(CGPI)
毛糸	毛糸(CGPI)
生地・糸類(中分類)	原糸(CGPI)、綿糸(CGPI)、天然繊維糸(CGPI)、合繊糸(CGPI)、絹織物(CGPI)
子供タイツ	パンティストッキング(CGPI)
仕立代	被服関連サービス(中分類)(CPI)
ビデオテープレコーダ	DVDレコーダー(CPI)
ワープロ	事務用機器(CGPI)
電子オルガン	電子ピアノ・オルガン(CGPI)
鉛筆	筆記具(CGPI)
ビデオテープ	録画用DVD(CPI)
月謝(洋裁)	補習教育(小学校)(CPI)、補習教育(高校・予備校)(CPI)、フィットネスクラブ使用料(CPI)、月謝(ダンス)(CPI)
マージャン遊技料	入場・ゲーム代(小分類)(CPI)
入浴料	温泉・銭湯入浴料(CPI)

(添付2)

平成18年10月23日  
経済社会総合研究所  
国民経済計算部

**消費者物価指数（CPI）平成17年基準改定の  
国民経済計算（SNA）に対する影響（参考試算）**

1. 本年8月に総務省より結果が公表された消費者物価指数（CPI）平成17年基準改定の国民経済計算（SNA）に対する影響を検討するため、以下に示す計算方法により試算を行った。その結果は、次頁の（表）のとおりである。

（試算の内容）

平成18年4-6月期について、家計最終消費支出に対する影響およびそれがGDP（実質値及びデフレーター）に及ぼす影響を試算

（使用したデータ）

○CPIを基礎統計として用いている個別品目の価格指数については、平成17年基準指数が利用可能な平成17年1-3月期以降、当該基準指数を使用。それ以前の期間においては、平成18年4-6月期四半期別GDP速報（2次QE）の推計に用いた平成12年基準指数を使用。

○CPI以外の基礎資料を用いている個別品目の価格指数及び名目値については、平成18年4-6月期2次QEの推計に用いたデータを使用。

（計算方法）

○上記データを用いて、通常のQEと同様の推計方法により試算を行った（ただし、供給側推計値については、平成18年4-6月期2次QE時の推計結果をそのまま使用）。

○CPIを基礎統計として用いている個別デフレーターについては、平成17年基準指数を用いて推計したデフレーターの平成17年1-3月期値を、平成12年基準指数に基づく現行デフレーターの当該四半期値の水準となるように調整して接続した（なお、CPI基準改定に伴う新規・廃止品目への対応については、「平成17年基準消費者物価指数の国民経済計算（SNA）への反映について」参照）。

(表) 平成 18 年 4-6 月期の家計最終消費支出及び GDP (実質値及びデフレーター) に関する参考試算 (結果)

(単位: %)

	今回試算	4-6 月期 2 次 QE (9 月 11 日公表)	変化幅 (今回—2 次 QE)
実質家計最終消費支出 (季調済前期比) (年率)	0.6 2.3	0.5 2.0	0.1 0.4
家計最終消費支出デフレーター (前年同期比)	▲0.6	▲0.1	▲0.5
実質国内総生産(支出側)(注) (季調済前期比) (年率)	0.3 1.2	0.2 1.0	0.1 0.2
GDP デフレーター(注) (前年同期比)	▲1.1	▲0.8	▲0.3
国内需要デフレーター(注) (前年同期比)	▲0.2	0.1	▲0.3

(注) 家計最終消費支出以外の需要項目の名目値、実質値、デフレーターは 18 年 4-6 月期 2 次 QE の値を不変と仮定している。

2. 上記試算によれば、4~6 月期の家計最終消費支出デフレーター前年同期比の変化幅は▲0.5%であり、同時期の CPI 総合前年同期比の新旧両基準の差▲0.5%と要因は異なるもののほぼ等しい値となっている。

その理由として、次のことが考えられる。

(1) CPI 総合について、基準年変更による下方改定要因は、以下の 3 点である。

- ① CPI 総合は、個別品目の価格指数を基準年の数量ウェイトを用いて加重平均している(ラスパイレス方式)が、基準改定により価格下落が大きい商品のウェイトが高くなったこと(「パーシェ効果」)、
- ② 個別品目の指数基準が基準年=100に戻ることに伴い、価格下落が大きい商品について総合への下落寄与度が拡大されること(「指数のリセット効果」)
- ③ 今回の基準改定の特徴として、調査品目の改廃により新規に採用され

た品目において、価格の下落幅が大きかったものがあったこと（薄型テレビ等）

- (2) 一方、家計最終消費支出デフレーターについては、
- ・個別品目の価格指数を比較時点（今回では、平成18年4-6月期）の数量ウェイトを用いて加重平均しており（パーシェ方式）、なおかつ集計された家計最終消費支出デフレターのレベルの変化率を測るときには、前年の基準による連鎖方式に移行していること（デフレターの連鎖方式）、
  - ・デフレターの指数水準は変更していないこと、
- がCPI総合と異なっている。
- このため、上記(1)①・②の要因はデフレターの低下にあまり影響していない。

- (3) これに対し、今回の基準改定の特徴である薄型テレビ等価格下落幅の大きい新規品目（上記③）については、家計最終消費支出デフレーターにおいても同様に採用したことから、デフレーターを引き下げる方向に働くことになる。さらに、これら新規採用品目に対応するウェイト<sup>(注)</sup>を見ると、CPI総合に比べ家計最終消費支出デフレーターの方が相当大きいため、これらの品目の下落寄与度も高まることになる。このため、家計最終消費支出デフレターの変化幅が、結果的にCPI総合と同程度のものとなった。（別添参照）

- (注) 個別品目の価格指数を算出するにあたって、加重平均のウェイトについては、CPI総合は『家計調査』の支出額を基本としているのに対し、家計最終消費支出デフレーターではコモデティー＝フロー法に基づく家計消費支出額を基本として用いている。

3. なお、関係するすべてのデフレーターに平成17年基準CPIの計数を反映したSNA統計の公表は、平成18年7-9月期四半期別GDP速報（1次速報）（11月14日（火）公表予定）以降となる。

(別添) 家計最終消費支出デフレーター引き下げ寄与の大きな品目 (平成18年4-6月期)

(単位: %、ウェイトは1万分比)

	今回試算			平成18年4-6月期 2次QE			差 (今回試算 - 4-6月期 2次QE)	(参考)CPIにおけるウェイト(注)	
	デフレーター 前年同期比	ウェイト	デフレーター 前年同期比 寄与度	デフレーター 前年同期比	ウェイト	デフレーター 前年同期比 寄与度			
			a			b	a-b	17年基準指数	12年基準指数
ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器	▲ 18.9	237	▲ 0.45	▲ 11.8	219	▲ 0.26	▲ 0.19	65	46
電話・電報	▲ 3.6	325	▲ 0.12	▲ 0.4	316	▲ 0.01	▲ 0.11	384	269
住宅賃貸料			▲ 0.19			▲ 0.16	▲ 0.03		
持ち家の帰属家賃	▲ 0.8	1637		▲ 0.6	1645			1422	1360
帰属家賃以外の住宅賃貸料	▲ 1.0	474		▲ 1.0	476			345	348
情報処理装置	▲ 9.0	68	▲ 0.06	▲ 4.8	66	▲ 0.03	▲ 0.03	26	10
家庭用器具	▲ 7.1	150	▲ 0.11	▲ 6.0	149	▲ 0.09	▲ 0.02	132	123

(注) CPIにおけるウェイトは、SNA上の分類による上記品目の構成品目に対応すると考えられるCPI上の品目のウェイトを内閣府において積算したもの。